

危害なき差別は帰結主義的差別論の誤りを示すか

京都大学大学院文学研究科 中村貴行

はじめに

差別は何によって道徳的に不正になるのか。この問いは差別の倫理学において最も中心的な問いの一つであり、様々な立場が答えとして提示されている(cf. Alexander 1992, p. 151; Hellman 2008, p. 2; Lippert-Rasmussen 2013, p. 3; Eidelson 2015, p. 1)。この問いに帰結主義の観点から答える立場として、危害説と呼ばれる立場が主に提唱されてきた。危害説によれば、差別を不正にするものは、それによって危害が発生するという悪い帰結である(後述するように、本稿では「差別」はそれが不正であることを含意しない語である)。危害説に従えば、危害を伴わない限り不正な差別は存在しないことになる。

危害説に対する主要な批判の一つは、危害を伴わない不正な差別の事例が存在するというものだ¹(Slavny and Parr 2015, pp. 104-112)。この批判が危害説の誤りを正しく指摘しているのであれば、差別について帰結主義的に考えること自体の妥当性に疑いの目が向けられる。というのも、差別についての帰結主義的な考え方でこの批判の対象とならないものは現時点で存在しないからだ。

危害説を擁護する論者は、危害なき差別は不正ではなく単に悪い心的状態が表れているのだ、としばしば主張してきたが(cf. Arneson 2018, pp. 156-157)、そうした立場が帰結主義の枠内で可能なのかは明確にされてこなかった。差別という個別の問題について帰結主義がうまく説明を与えられないのであれば、帰結主義の規範理論としての立場は脅かされる。

私の狙いは、危害説に対するこの批判が決定的なものでないと示した上で、危害なき差別の道徳的問題を行為の不正さとは別個の悪徳として、帰結主義の観点から説明できると示すことだ。それにより、危害なき差別が帰結主義的差別論の誤りを示すものではないと私は主張する。第一節では危害説を概説する。第二節ではスラヴニーとパーによる危害なき差別に着目した危害説への批判を紹介し、それに応答する。第三節では悪徳を悪い帰結をもたらす心的な傾向性として、帰結主義の観点から定義する。第四節では、危害なき差別の道徳的問題が帰結主義的に定義された悪徳から説明できると論じ、ありうる反論を検討する。

第一節 危害説とは何か

「差別」という語はしばしば、道徳的に問題があるという含みを持った語として用いられる。しかしながら、差別の倫理学では、「差別」を道徳的に中立的な語として扱うのが主流だ(Alexander 1992, p. 151; see also Hellman 2008, pp. 2-3, p. 13; Lippert-Rasmussen 2013, pp. 15-16, p. 46; Eidelson 2015, p. 14)。日常的な意味での「差別の不正さは何に由来するのか」、という問いは、「中立的な意味での差別がどのような条件を満たせば不正な差別となるか」という問いとして取り組まれてきた(cf. Hellman 2008, p. 4; see also Lippert-Rasmussen 2013, p. 16; Eidelson 2015, p. 73)。本稿でも、中立的に定義された差別が不正な差別となる必要十分条件を探求するという枠組みを踏襲して危害説を特徴づける²。

本稿では先行研究を参考にして(Lippert-Rasmussen 2013, p. 15、石田 2019, pp. 73-74)、中立的な差別の定義として以下のものを採用する。

< (中立的な) 差別の定義 >

任意の行為主体 X, Y, Z について、X が行為 ϕ により、Y を Z に比べて差別しているのは、以下の諸条件が満たされるときであり、またそのときに限る。

- (1) Y が持ち、Z が持たない性質 P が存在する³。または、X はそう信じている。
- (2) X は ϕ により、Y に Z と比べて相対的な不利益を何らかの側面で与える。
- (3) X が ϕ するのは、Y が性質 P を持ち Z が性質 P を持たないためである。または、X がそう信じているためである。

紙幅の制約により定義の問題は詳しく論じないが、本稿の議論に関わる重要な点を二点指摘する。第一に、Z は仮想上の存在でも良い。X が Y を差別している、と言えるためには、Y ではなく Z を相手にしている仮想的な場合と比べて Y を不利に扱っていれば良いということだ。第二に、差別が成立するためには Y が何らかの仕方で不利に扱われていればよく、Y が全体として不利益を被っている必要はない。従って、差別によってある側面で Y が被る不利益が Y の得る利益に相殺される事例も差別に含まれる⁴。

危害説は、中立的な差別がこれらに加えて以下の条件を満たすときに、そしてそのときに限り不正な差別となるという主張として理解できる。

- (4) Y が差別されることによって生じる危害は、差別によって生じる利益

を凌駕する程度に大きい。

ここでの危害は単に不利益を意味する。リバト＝ラスムセンは、数ある危害説の立場を以下のように包括的に特徴づけている。

ある差別の事例が不正であるとき、それが不正であるのは、それによって人々の境遇が悪化するからだ。すなわち、問題となる差別の事例が存在しないような他の適切な状況と比べて、差別が存在している状況では人々の境遇がより悪いからである。(Lippert-Rasmussen 2013, pp. 154-155)

境遇の内容をどう考えるかと、その悪化をどう考えるかについては様々な立場がありうる。境遇を何らかの財の量とみなす立場もありうるし、快い心的状態や選好充足、客観的な価値に同定される福利の水準とみなす立場もありうる(ibid., pp. 161-162)。もしくは、権利やリスペクト、自由、機会の平等などが損なわれることを危害とすることもできよう。悪化の捉え方にも様々な立場が考えられる。境遇の悪化をどの状況との比較で定義するか(ibid, pp. 157-160)、境遇の悪化を経済的な状況などの部分的な側面での悪化と、全ての側面を含めた全体としての悪化のどちらで定義するか、などの点で立場を分けることができる(ibid, p. 161)。帰結主義的差別論一般の擁護という目的に鑑み、本稿では議論に必要な限りでのみ立場を限定する。ここでは、問題となる差別が起きていない状況と比べて何らかの意味で人々の境遇が悪化していることを危害とみなす立場を想定する⁵。

帰結主義的に考えるのであれば、差別が不正であるかは危害と利益の比較衡量によって決まると考えるのが自然だろう⁶。危害が少しでも存在すれば直ちに不正であると考えたと、あまりにも多くの事例が不正な差別に該当する恐れがある。例えば、福利水準の悪化を危害に含むならば、アフターマーケットアクションが直ちに不正な差別に含まれる(Slavny and Parr 2015, p. 103)。危害の悪さはプロ・タントの(利益などによって凌駕されうる)悪さとして理解されると言える。

危害が利益に凌駕される可能性を認めることは一見して問題だと思われるかもしれないが、それ自体にはさほど問題のある含意がないことに注意せよ。まず、実際に危害が利益に凌駕される事例が多いと考える必要はない(Lippert-Rasmussen 2013, pp. 174-175)。少なくとも、一般に不正だと認められている差別は危害説のもとでも不正と言えるだろう。加えて、(中立的な)差別が危害を伴うにもかかわらず道徳的に許容される可能性を我々は認めている。例えば、自動車の運転免許を認める際にナルコレプシーの症状

が現れていないことを求めることは、薬で症状をコントロールできない重篤なナルコレプシー患者に運転の機会という利益を与えないことによって患者を差別している。この場合、そうした症状を持つが車を運転したい者は、その欲求が満たされないという意味で危害を被っていると言えるだろう。しかし、我々はそれだけの理由で、運転免許を認めるにあたってナルコレプシーの症状を持っていないという条件を課すことを不正だとはみなさない。我々がこの差別を道徳的に許容可能だとみなすのは、患者がこの差別から受ける危害が、交通事故のリスクが減少するという公共の利益によって凌駕されるからだと思われる。

第二節 危害説に対する批判の検討

危害説に対する主な批判は、危害を伴わないが不正な差別が存在するというものだ。そうした事例はさまざまな形で検討されてきたが、その中でも周到に構成されているものはスラヴニーとパーによる以下の例である⁷。

<ケンブリッジ事例>

ヘレンはケンブリッジ大学の入試担当者である。人種差別的な偏見のために、彼女は褐色の肌の学生と一緒に過ごすことを嫌悪している。彼女は褐色の肌の受験生を人種を理由に不合格にするが、受験生に対して危害を加えるのは道徳的に悪いと考えているため、コネを使ってオックスフォード大学に受験生が確実に入学できる枠を用意する。ただしこのとき、この学籍は追加のものであり、オックスフォードの受験生は誰も危害を被っていない。また、受験生はオックスフォードとケンブリッジのどちらでもよいと思っている。さらに、受験生はヘレンの介入がなければオックスフォードには合格しなかった。(Slavny and Parr 2015, pp. 105-106)

この事例を危害という悪い帰結から不正とみなすことは困難だ。この事例では受験生は二つの大学のどちらでもよいと思っているため、より低く評価する進路を強制されるという明白な危害を受けているわけではない。また、ヘレンは受験生が確実に入学できるようにするため、運が悪ければ生じるような蓋然的な危害の存在(石田 2019, pp. 80-81)に訴えることもできない。さらに、ヘレンが誰にも気づかれないように差別するという想定を加えれば、スティグマの付与(ibid., pp. 79-80)や差別構造の温存、差別に対する心理的抵抗の低下などを通して差別を直接受ける者以外が危害を被るとも言えない⁸ (Slavny and Parr 2015, p. 106)。スラヴニーとパーは他にも、尊厳の冒涇

や等しい道徳的価値の否定という危害⁹が存在するという可能な反論を取り上げるが、それらを回避する形で事例を修正することができるため、それらが成功しないと論じている (ibid., p. 107)。また、そのような危害の拡張による応答は危害説と他の非帰結主義的な理論との区別を曖昧にするため、それが成功しても帰結主義的差別論を擁護したことになるのかが不明だ (ibid., pp. 108-109)。

スラヴニーとパーの批判の眼目は、危害はなくとも、人種を根拠とした敵意などの問題ある心的状態に基づいて行為することそれ自体によって不正となる差別が存在するということだ。スラヴニーとパーは危害に加えて、差別する者を動機づける理由が悪いことも不正さを構成するとみなす理論が有望だと述べる (ibid., pp. 113-114)。

しかしながら、適切な想定を置いたケンブリッジ事例のような、あらゆる危害が存在しないように構成された「本当に危害のない差別」は、明らかに不正な差別というよりは論争的な境界事例であるように思われる。というのも、行為が人種や国籍を根拠とした敵意に基づいていたというだけで不正となるかは明らかではないからだ。例えば、イタリア人に対する敵意の表出としてパスタを食べることをやめるのは不正だろうか (Arneson 2018, p. 157)。もしくは、アジア人への蔑視から部屋着として黄色い服を着ないようにするのは不正だろうか。パスタの売上が落ちたり、家を訪れたアジア人が傷ついたりするなどの危害が生じないならば、どちらも少なくとも明らかな不正ではないだろう。我々がケンブリッジ事例を一見して不正だと考えるとしても、それは危害を伴う差別との表面的な類似性によって判断を誤っているだけかもしれない¹⁰。

パーは後の論文で、意図の悪さは、行為が対象に影響を及ぼす可能性があるときにのみ差別を不正にしようと述べている (Parr 2019, p. 1537)。確かにこの精緻化を施せば、上で挙げた例を不正とみなす必要はなくなるだろう。だが、単に影響を問題ある心的状態に基づいて与えるというだけで行為が不正になるという立場にも疑問の余地がある。例えば、人種を根拠とした敵意の表出としてパスタを食べないことが何らかの仕方であるイタリア人の歩き方に影響を及ぼしうるとしても、それによってパスタを食べないことが不正になるかは不明だ。少なくとも不正さの説明として適切な仕方の影響の内容を制限しない限り、この立場は説得的ではないだろう。

以上を踏まえると、ここで論じたような本当に危害なき差別を不正でないとみなすこと自体は、危害説の誤りを示している訳ではないと言える。言い換えると、危害説が誤りだというスラヴニーとパーの批判は決定的ではな

い。

とはいえ、人種を根拠とした敵意に基づいたヘレンの行為に道徳的問題があることは明らかであり、それを説明できない立場はこの差別行為の道徳的問題を説明し尽くしていないという批判が可能だろう。危害説を擁護する論者はこの問題に対して、危害なき差別の道徳的問題は行為の不正さではなく行為者の性格特性の悪さだと主張する議論を試みてきた。すなわち、危害なき差別は不正ではないが性格特性の悪さが表れているのだ。例えばアーネソンやトムセンは、差別が危害をもたらさない場合でも、差別行為を行う行為者の性格には道徳的に問題があり、それゆえ非難に値すると主張する (Arneson 2018, pp. 156-157: see also Thomsen 2023, p. 441)。また、リバト＝ラスムセンも同様の方向性を示唆する (Lippert-Rasmussen 2013, p. 160)。

本稿でも、危害なき差別の道徳的問題は性格特性の悪さから説明できるという立場を取る。本稿で目指すのは、そうした性格特性の悪さを帰結主義の観点から定義し、危害なき差別の問題を帰結主義の観点から説明できると示すことだ。

第三節 帰結主義による性格特性の評価

本節では、性格特性が帰結主義によってどのように定義されるかを論じる。そのためにまず、性格特性と帰結主義についての前提を述べる。第一に、性格特性とはそれを持つ者が特定の行為に傾くような心的な傾向性を指す。例えば、怒りっぽいという性格特性はそれを持つものが怒りやすくなるような傾向性のことである。個人が持つ性格特性は、その個人が持つ他の性格特性に影響されて行為を導く。例えば、私が怒りやすい傾向性を持っていたとしても、私が同時に感情を抑える傾向性を持つ場合や、他人の行為を善意によるものだと考える傾向性を持つ場合は、私が怒る頻度は実際には低くなるかもしれない。第二に、ここでは帰結主義を、道徳的性質をそれがもたらず帰結という事態によって評価するという考え方として広く取る (Sinnott-Armstrong 2022, p. 5)。これを性格特性の評価に用いると、性格特性の善さは、行為者がそれを持つことによって善い帰結がもたらされるかによって評価される。性格特性の悪さについても同様である。本稿では帰結の善さの内容には立ち入らず、危害説の定義で用いたように、人々の境遇が良いこととする。また、帰結の善さを、ありうる帰結に対して数値化された量として存在するものと前提する。

善い性格特性、すなわち徳を帰結主義的に定義する現代の主な論者にドラ

イヴァーが挙げられる。ドライヴァーの定義は以下のようなものだ。

徳とは、現実の世界において、どちらかといえば善を多く系統的に生み出すような性格特性のことである¹¹ (Driver 2001, p. 82)。

ここで重要なのは以下の三点である。第一に、ある性格特性が徳であるかどうかは、それが現実の世界において実際に善い帰結をもたらしているかどうかによって決まる。第二に、ある性格特性が善い帰結をもたらすとは、その性格特性の生み出す善の総量と悪の総量を比較したときに善の総量の方が多くなっていることを指す (ibid., p. 122 fn13)。例えば、善意は現実の世界で人々の境遇を改善するという意味での善い効果と、それを悪くするという意味での悪い効果の両方をもたらす。だが、両者を比較すると善い効果の方が大きいため、徳であることになる。一方で、もしも世界の誰もが善意が不必要なほどに満ち足りているならば、善意は善い効果をもたらさないで、その世界では善意は徳ではないことになる (ibid., p. 75)。第三に、善を系統的に生み出すとは、単なる偶然ではなく善い帰結をもたらすということである。従って、ある性格特性が善くない帰結を偶然もたらしたとしても、その性格特性が徳でないということは直ちに帰結しない (ibid., p. 82)。ドライヴァーはその場合でも、それが善い帰結をもたらす傾向性であるという証拠があれば、その性格特性を徳と見なす。例えば、ある人が足を怪我して泣く子供を助けられなかったとしても、その人の普段の行動などから勇敢な行動を取る傾向性があることがわかっているならば、その人の勇敢さは徳と見なされる (ibid., p. 77)。

ブラッドリーが指摘しているように、この定義は3点にわたって修正する必要がある。第一に、ドライヴァーの定義では、どの主体がそれを持つときに善い帰結をもたらす性格特性として徳が定義されているのかが不明確である (Bradley 2005, p. 288)。人類全員が持てば善い帰結をもたらす性格特性は、特定の個人が持てば悪い帰結をもたらすことがある。例えば、勇気は人類全体が持てば良い帰結をもたらすが、特定の悪人が持てば悪い帰結をもたらすだろう¹² (ibid., pp. 289-290)。ブラッドリーは特定個人にとっての徳と人類にとっての徳を分けて定義している。特定個人にとっての徳とはその個人が持つと善い帰結をもたらす性格特性であり、人類全体にとっての徳とは人類全体が持つと善い帰結をもたらす性格特性である (ibid., p. 295)。本稿ではこのどちらも念頭において議論を進める。

第二に、ドライヴァーの定義では、帰結の善さを下げる性格特性を悪徳と

みなすことができない場合がある (ibid., pp. 284-285)。ダウンナーという悪意ある人物が人々の幸福度を下げる様々な活動を行うという例を考えよう。悪意とは他人の幸福を損なおうとする傾向性である。例えば、彼は普及している食事よりも少し不味い食事を人々に食べさせる。彼は人々を不幸にするわけではないが、彼が何もしなかったならばとても幸福だったはずの人々は、少し幸福であるだけになってしまう (ibid., pp. 284-285)。ダウンナーの悪意が現実にもたらした帰結は、善さの程度が低いだけの善い帰結である。従って、ドライバーの定義ではダウンナーの悪意は徳になってしまう (ibid., p. 285)。だが、ダウンナーの悪意は悪徳だと考えるのが自然だ。この問題を回避するために、評価の対象となる性格特性が存在しない場合の仮想的な帰結と現実の帰結を比較し、現実の帰結の善さの方が高い (低い) 場合にそれを徳 (悪徳) とみなす立場を取ることができるだろう¹³。これに従えば、ダウンナーの悪意はそれが存在しない場合よりも帰結を悪くしているため悪徳となる。

第三に、性格特性の評価にそれが現実にも与えている影響だけを用いると、性格特性の評価が運に影響されてしまう (ibid., p. 292)。例えば、悪意によって人を害するこれまでの企てが、突風などの全くの偶然により全て失敗してきたとしよう。この場合、悪意はいかなる意味においても現実にも悪い帰結を系統的にもたらしてはいない。また、現実の帰結を見る限り、悪意が悪い帰結をもたらすという証拠も存在しない。ドライバーの定義だとこの場合悪意は悪徳ではないということになるが、これは非直観的である (ibid., p. 292)。この問題を回避するために、性格特性が現実にもたらしている帰結ではなく、蓋然的にもたらす帰結を参照して性格特性を評価するという立場を取ることができるだろう。すなわち、人類 (もしくは特定個人) が評価の対象となる性格を持っている際に生じうる全ての帰結に対して、帰結の善さとその生起確率を考え、それらの積を足し合わせたもの (期待値) を、蓋然的な帰結の善さとみなす。例えば、悪意が存在するときの蓋然的な帰結の善さは、悪意の試みが偶然全て失敗しているような帰結、少しだけ成功しているような帰結、などの全てのありうる帰結に対して帰結の善さとその成功確率を考え、その積を足し合わせたものとなる。

以上の考察を踏まえて、本稿では徳と悪徳を以下のように定義する。性格特性 V が人類全体にとっての徳 (悪徳) であるのは、以下の場合であり、その場合に限る。すなわち、

性格特性 V を人類全員が持っている場合の帰結の善さの期待値が、人類全員がそれを持っていない場合の帰結の善さの期待値よりも高い (低

い)。

この定義について三点補足する。第一に、この定義は人類全体にとっての徳と悪徳の定義だが、性格特性を持つ主体を人類全体ではなく特定個人に替えば、特定個人にとっての徳と悪徳の定義にすることができる。第二に、この定義はドライバーの定義の問題を回避するものである。例えばダウナーの悪意は、悪い帰結をかなり高い確率でもたらし、少しでも善い帰結をもたらす確率は低いだろう。従って、ダウナーが悪意を持つ場合の帰結の善さの期待値は悪意を持たない場合の帰結の善さの期待値よりも低くなり、悪意はダウナーにとっての悪徳となる。また、同様に考えると悪意は人類全体にとっての悪徳とも言える。第三に、我々が善い性格特性や徳という語で通常意味しているものに近いのは人類全体にとっての徳であり、個人にとっての徳はあくまで拡張的な用法における徳だと理解すべきだ。というのも、我々が徳という語で意味するものは、それが誰の性格であるかに関わらず徳である性格特性だと思われるからだ。

第四節 危害なき差別の問題を悪徳から考える

前節では、徳（善い性格特性）が帰結主義の立場からどのように定義されるかを確認した。本節では、危害なき差別の問題をそのような悪徳の表れとして、帰結主義の観点から説明できると論じる。続いて、ありうる反論のうち重要なものに応答する。

帰結主義による行為の不正さの評価に加えて、それとは独立に行行為者の性格特性の評価を考えるのであれば、帰結主義が直観に反して許容するとされる行為の多くを、悪徳の表れである点で問題なのだと言える。マクロスキーによる以下の古典的な例を考えよう。ある区域で犯罪が起き、それに反発して暴動が起きようとしている。暴動は、犯人がすぐに逮捕されたと市民が確信すれば起きない。保安官は一人の無辜の市民に濡れ衣を着せることでこの暴動を防ぎ、暴動によって失われる多くの人命を救うことができる

(McCloskey 1978, pp. 248-249)。無辜の市民に濡れ衣を着せるか何もしないかという選択しかできず、前者がより善い帰結をもたらすのであれば、確かに帰結主義は濡れ衣を着せるという行為をここでは不正でないのみならず。だが、それと同時に濡れ衣を着せることのできる保安官の性格に問題があると言うことはできる(Driver 2001, p. 72; see also Greaves 2020, p. 438)。皆が他人に濡れ衣を着せることのできる性格であれば、多くの場合で悪い帰結をもたらされるだろうからである。

これと同じことが危害なき差別にも言える。危害なき差別は危害をもたら

していないので不正でないが、それは悪い帰結をもたらす傾向性であるところの悪徳の表れであるという点で道徳的に問題なのだ。以下ではケンブリッジ事例におけるヘレンの行為について論じるが、問題があると考えられる危害なき差別一般について同じ議論が可能だろう。ヘレンは、人種を根拠とした敵意から褐色の肌の候補者たちがケンブリッジ大学に入学しないように取り計らうのだった。ヘレンの持つ褐色の肌の人々を避けるという傾向性は、前節で定義したところの人類全体にとっての悪徳であると思われる。というのも、そうした傾向性を皆が持つ世界では、実際に危害を伴う差別が多く発生することが予想されるからだ。例えば、ケンブリッジ事例と同じ状況に置かれた他の大学の入試担当者は、ヘレンほど注意深くないため、褐色の肌の候補者を志望度の低い大学に進学させることになるかもしれない。また、関わりを避けられた褐色の肌の人々は個人的な文脈でも様々な不利益を被るかもしれない。嫌悪から特定人種を避ける傾向性が遍在している場合の帰結の善さの期待値は、そうでない場合の帰結の善さの期待値よりも低いと考えられる。ヘレンの危害なき差別の問題は、行為の不正さではなくヘレンという行為者の悪徳なのである。このようにして、危害なき差別の問題は帰結主義の観点から説明できる。

最後に、この議論に対してありうる反論のうち重要なものに応答する。第一に、多くの行為は悪徳の表れであると同時に徳の表れでもあるため、性格の評価は恣意的なものではないという反論が考えられる。例えば、ヘレンの行為はレイシズムの表れであると同時に、他人に危害を加えないように配慮するという徳の表れでもあるだろう。そうであれば、ヘレンの性格の評価は一つに定まらず、それが悪徳に基づくというのは恣意的である、と考えられるかもしれない。この反論に対しては、性格の評価は多面的なものであり、行為が徳に基づくことと悪徳に基づくことは両立する、と応答できる。ヘレンの行為は徳の表れでもあるが、それが悪徳の表れであることには変わらない。ヘレンの行為が一つの側面で悪徳の表れであることは恣意的に決められているわけではないため、ヘレンの性格に問題があるという主張が恣意的になされた記述に基づくわけではない。

第二に、危害説に不正さとは独立の性格の評価を付け加えるのは、アドホックな修正にすぎないという反論が考えられる。この反論に対して可能な応答の一つは、行為の正不正に加えて性格の善悪もそれがもたらす帰結で評価するという試みは、危害なき差別の議論に限らないというものだ。そうした試みは、古くはベンサムなどから現代まで、帰結主義の文脈で広くなされてきた(Bentham 1907, pp. 102-103; see also Bradley 2017)。加えて、帰結

主義的な性格の評価を導入することは、直観に反する反例が存在するという批判への応答として用いられているだけではない。それは、帰結主義が性格の評価についての基準を提示できない不完全な規範理論だという批判への応答にもなる(Greaves 2020, p. 436)。

結論

本稿では、差別を帰結主義の観点から評価する考え方を擁護した。議論の要点は以下のようになる。差別の不正さの基準をそれがもたらす危害とする危害説には、危害を伴わない不正な差別が存在するという批判が存在する。しかし、そうした批判は決定的でないし、性格を帰結主義の観点から評価することで、危害なき差別の問題を帰結主義の枠内で説明できる。

危害なき差別に関しては、社会的意味により危害なき差別が不正となるという主張(Hellman 2008, pp. 25-27)など、扱うべき論点が他にも多くある。そうした問題については今後の課題としたい。

注

1 本稿では差別者の心的状態の悪さにより不正となると主張される差別を危害なき差別と呼ぶ。従って、堀田(2016, p. 285)が挙げるような社会的意味に関する例は、必ずしも議論の射程には含まれない。

2 この定義は日本語における差別という語の日常的な用法と一見して乖離しており、差別を道徳的に許容不可能なものとして定義すべきであるという反論があるかもしれない。これを道徳的定義と呼ぶことにしよう。

本稿では道徳的定義を採用しない。その主な理由は、主な先行研究と語法を整合的にして議論を容易にするためだ。また、我々が不正でない差別が存在する可能性を認めているように思われることも理由である。例えば、「あらゆる差別は不正か？」という問いを考えよう (Lippert-Rasmussen 2013, p. 25: see also Eidelson 2015, p. 14)。差別が定義上不正なのであれば、この問いの答えは「あらゆる独身者は結婚していないか？」という問いと同じように、論理的にそうでしかあり得ないというものになる。だが、この結論には少なくとも議論の余地がある。

ただし、道徳的定義を採用して議論を進めることは可能だろうし、本稿ではその可能性を否定しない。そうしたいのであれば、本稿の「差別」を「区別」や「準差別」として、「不正な差別」を「差別」と読み替えればよい (cf. 石田 2019, p. 74)。

3 差別の根拠となりうる性質は人種や性別など社会的に意味のある性質に

限定されることがあるが、本稿ではそのような限定を行わない。関連する議論として Eidelson(2015, pp. 26-30)を参照せよ。

4 この定義には、互いに差別した結果不利益が相殺されるような循環的差別も含まれる(cf. Ishida 2021, p. 491: see also Segall 2012, pp. 94-95)。

5 議論の明確化のため、ここでは危害の判定に反事実的条件を用いるものに議論を限定している。反事実的条件による危害の判定に関わる問題はより広範な議論を要するため本稿では扱わないが、関連する議論として

Bradley(2012, pp. 396-398), Lippert-Rasmussen(2013, p. 157) を、こうした問題への応答として石田(2019, p. 80), Berndt-Rasmussen(2019, pp. 882-884) を参照せよ。

6 ただし、この点について明示的でない危害説の論者もいることに注意せよ(ex. Segall 2012)。

7 類似の議論として、堀田・池田(2021, pp. 136-138) を参照せよ。

8 ケンブリッジ事例は、人種の分離を通じた危害や、差別を受けないことに対する選好の不充足による危害を伴うため不正であると論じられるかもしれない(Thomsen 2023, p. 440: see also Ishida 2021, p. 495)。だが、議論のため本稿ではこれらの危害が存在しないと想定する。

9 このように危害を拡張する議論としては、Berndt-Rasmussen(2019, pp. 887-888) のものが挙げられる。

10 本稿では意図の悪さが差別の不正さだけでなく、行為一般の不正さに影響しないという立場を想定している。スラヴニーとパーはこの立場が非直観的な帰結を持つと主張する(Slavny and Parr 2015, pp. 110-111)。この立場の擁護はより広範な議論を要するため本稿では行わないが、関連する議論として Thomson(1991)を、この立場に批判的な議論として McMahan(2009)を参照せよ。

11 ドライヴァーは明言していないが、悪徳の場合も同様に、現実の世界でどちらかといえば悪を多く系統的に生み出す性格特性として定義していると考えられる(cf. Driver 2001, p. 74)。

12 関連する議論として、フットの議論を参照せよ (Foot 1978, p. 15)。

13 ブラッドリーはこの立場が問題含みだと考えている。ブラッドリーによれば、評価の対象となる性格特性が存在しない場合の性格は一つに定まらず、その中から一つを選ぶのは恣意的だからだ。例えば、ある程度の誠実さという性格特性が存在しない場合の性格には、とても誠実な性格や、とても不誠実な性格など、無数の候補が存在する (Bradley 2005, p. 286)。

だが、評価の対象となる性格特性が存在しない場合の性格として、我々は

そうした場合に暗黙の合意として想定される「普通の性格」を用いることができるだろう。それは文化に規定されるという意味で、恣意的に選ばれたものではない。例えば、ある誠実な人物が誠実でない場合を仮想的に考える際、我々は誠実という語が適用されなくなり不誠実という語が適用され始めるような「普通の性格」を想定している。

文献表

- Alexander, L. (1992). What makes Wrongful Discrimination Wrong? Biases, Preference, Stereotypes, and Proxies. *University of Pennsylvania Law Review*, Vol. 141. No.1. pp. 149-219.
- Arneson, R. (2018). Discrimination and Harm. In Lippert-Rasmussen, (Ed.), *The Routledge Handbook of the Ethics of Discrimination*: (pp. 151-163). Routledge.
- Bentham, J. (1907). *An Introduction To The Principles Of Morals And Legislation*. Clarendon Press. (Reprinted from Bentham, J. (1789). *An Introduction To The Principles Of Morals And Legislation*.)
- Berndt-Rasmussen, K. (2019). Harm and Discrimination. *Ethical Theory and Moral Practice*, 22, pp. 873-891.
- Bradley, B. (2005). Virtue Consequentialism. *Utilitas*, Vol. 17, Issue 3, pp. 282-298.
- Bradley, B. (2012). Doing Away with Harm. *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. 85, Issue 2, pp. 390-412.
- Bradley, B. (2017). Contemporary Consequentialist Theories of Virtue. In Nancy, S. (Ed.), *The Oxford Handbook of Virtue*: (pp. 398-412). Oxford University Press.
- Driver, J. (2001). *Uneasy Virtue*. Cambridge University Press.
- Eidelson, B. (2015). *Discrimination and Disrespect*. Oxford University Press.
- Foot, P (1978). *Virtues and vices and other essays in moral philosophy*. New York: Oxford University Press.
- Greaves, H. (2020). 'Global Consequentialism', in Douglas W. Portmore (ed.), *The Oxford Handbook of Consequentialism* (2020; online edn, Oxford Academic, 8 Oct. 2020), accessed 18 Aug. 2023.
- Hellman, D. (2008). *When Is Discrimination Wrong?*. Harvard University Press. (池田喬・堀田義太郎訳. 2018. 『差別はいつ悪質になるのか』.)

法政大学出版社)

- Ishida, S. (2021). What Makes Discrimination Morally Wrong? A Harm-based View Reconsidered. *THEORIA, Vol. 87, Issue 2, pp. 483-499.*
- McCloskey, H. (1978). A non-utilitarian approach to punishment. In Bayles, M. (Eds.), *Contemporary Utilitarianism*. Peter Smith Publisher. (Reprinted from McCloskey, H. (1965). A non-utilitarian approach to punishment. *Inquiry: An Interdisciplinary Journal of Philosophy, 8, pp. 249-263.*)
- McMahan, J. (2009). Intention, Permissibility, Terrorism, and War. *Philosophical Perspectives, 23, pp. 345-372.*
- Lippert-Rasmussen, K. (2013). *Born Free and Equal? A Philosophical Inquiry Into the Nature of Discrimination*. Oxford University Press.
- Segall, S. (2012). What's so Bad about Discrimination?. *Utilitas, 24(1), 82-100.*
- Sinnott-Armstrong, W. (2022). Consequentialism. In Zalta, E(Eds.), *The Stanford Encyclopedia of Philosophy(Winter 2022 Edition)*.
URL=<<https://plato.stanford.edu/archives/win2022/entries/consequentialism/>> , accessed 18 Aug. 2023.
- Slavny, A and Parr, T. (2015). Harmless Discrimination. *Legal Theory, 21, pp. 100-114.*
- Thomsen, F. (2023). No Disrespect—But That Account Does Not Explain What Is Morally Bad About Discrimination. *Journal of Ethics and Social Philosophy, Vol. 23, No. 3, pp. 420-447.*
- Thomson, J. (1991). Self-Defense. *Philosophy & Public Affairs, Vol. 20, No. 4, pp. 283-310.*
- Parr, T. (2019). Revisiting Harmless Discrimination. *Philosophia, 47, pp.1535-1538.*
- 石田柊、(2019)、「差別と危害—帰結主義的差別論の擁護—」、『社会と倫理 第34号』 pp. 73-84
- 堀田義太郎、(2016)、「何が差別を悪くするのか：不利益説の批判的検討」、『倫理学年報 65』、pp. 279-292
- 堀田義太郎・池田喬、(2021)、『差別の哲学入門』、アルパカ